



「情報処理技術者試験等の問題等輸送業務（単価契約）」

に係る一般競争入札

（最低価格落札方式）

入札説明書

2022年11月10日

独立行政法人情報処理推進機構

目 次

I. 入札説明書	1
II. 契約書（案）	9
III. 仕様書	21
IV. その他関連資料	31

I. 入札説明書

独立行政法人情報処理推進機構（以下「機構」という。）の入札公告（2022年11月10日付公告）に基づく入札については、関係法令並びに機構会計規程及び同入札心得に定めるもののほか、下記に定めるところによる。

記

1. 競争入札に付する事項

- (1) 件名
情報処理技術者試験等の問題等輸送業務（単価契約）
- (2) 調達役務の内容等
仕様書記載のとおり。
- (3) 履行期限
仕様書記載のとおり。
- (4) 入札方法
落札者の決定は最低価格落札方式をもって行うため、
 - ① 入札に参加を希望する者（以下「入札者」という。）は「6. (3) 提出書類」に記載の提出書類を提出すること。
 - ② 上記①の提出書類のうち、入札書については仕様書及び契約書案に定めるところにより、入札金額を見積もることとする。
なお、入札金額は、別紙「入札金額内訳書」の予定数量に単価を乗じた総価により行う。また、総価には、それぞれの業務にかかる費用をすべて含むものとする。
 - ③ 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を記入すること。
 - ④ 入札者は、提出した入札書の引き換え、変更又は取り消しをすることはできない。

2. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和4・5・6年度競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等（運送）」で「A」の等級に格付され、北海道地域、東北地域、関東・甲信越地域、東海・北陸地域、近畿地域、中国地域、四国地域及び九州・沖縄地域の資格を有している者であること。
- (4) 国土交通省に貨物自動車運送事業及び倉庫業の届け出をしている者であること。
- (5) 「要件チェックリスト」（様式4）の要件を満たしている者であること。
- (6) プライバシーマークの使用許諾事業者であること。
- (7) 各省各庁及び政府関係法人から取引停止又は指名停止等を受けていない者（理事長が特に認める場合を含む。）であること。
- (8) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保されるものであること。
- (9) 4. (2) の「問題等の配送・回収マニュアル」の交付、説明を受けたものであること。
- (10) 過去3年以内に情報管理の不備を理由に当機構から契約を解除されている者ではないこと。

3. 入札者の義務

- (1) 入札者は、入札説明書及び機構入札心得を了知のうえ、入札に参加しなければならない。
- (2) 入札者は、機構が交付する仕様書に基づいて、入札書等を提出期限内に提出しなければならない。ま

た、開札日の前日までの間において機構から提出書類に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4. 入札説明会及び「問題等の配送・回収マニュアル」の交付

- (1) 入札説明会の日時
入札説明会は実施しない。
- (2) 「問題等の配送・回収マニュアル」の交付
「問題等の配送・回収マニュアル」の資料の交付を行う。交付時に資料の説明も行い、資料の交付を受けた者であることが入札参加の必要資格となる。
 - ・交付期間 2022年11月10日（木）～2022年11月18日（金）17時00分まで
 - ・交付方法 16. (4)の担当部署に連絡し、入手すること。

5. 入札に関する質問の受付等

- (1) 質問の方法
質問書（様式1）に所定事項を記入の上、電子メールにより提出すること。
- (2) 受付期間
2022年11月10日（木）から2022年12月2日（金） 17時00分まで
- (3) 担当部署
16. (4)のとおり

6. 入札書等の提出方法及び提出期限等

- (1) 受付期間
2022年12月19日（月）から2022年12月20日（火）
持参の場合の受付時間は、月曜日から金曜日（祝祭日は除く）の10時00分から17時00分（12時30分～13時30分の間は除く）とし、郵送の場合は必着とする。
- (2) 提出期限
2022年12月20日（火）17時00分必着
上記期限を過ぎた入札書等はいかなる理由があっても受け取らない。
- (3) 提出書類
次の書類を持参又は郵送にて提出すること。

No.	提出書類		部数
①	委任状（代理人に委任する場合）	様式2	1通
②	入札書（封緘）	様式3	1通
③	令和4・5・6年度競争参加資格（全省庁統一資格）における資格審査結果通知書の写し	—	1通
④	貨物自動車運送事業及び倉庫業の登録通知書又は許可書の写し	—	1通
⑤	要件チェックリスト	様式4	1通
⑥	プライバシーマーク使用許諾事業者であることを証する書類の写し	—	1通
⑦	入札書等受理票	様式5	1通

(4) 提出方法

- ① 入札書等提出書類を持参により提出する場合
入札書を封筒に入れ封緘し、封皮に氏名（法人の場合は商号又は名称）、宛先（16. (4)の担当者名）を記載するとともに「情報処理技術者試験等の問題等輸送業務（単価契約） 一般競争入札に係る入札書在中」と朱書きし、その他提出書類を合わせて封筒に入れ封緘し、その封皮に氏名（法人の場合はその商号又は名称）、宛先（16. (4)の担当者名）を記載し、かつ、「情報処理技術者試験等の問題等輸送業務（単価契約） 一般競争入札に係る提出書類在中」と朱書きすること。
- ② 入札書等を郵便等（書留）により提出する場合

二重封筒とし、表封筒に「情報処理技術者試験等の問題等輸送業務（単価契約） 一般競争入札に係る提出書類在中」と朱書きし、中封筒の封皮には直接提出する場合と同様とすること。

(5) 提出先

16. (4) のとおり

※ 持参の場合、13 階総合受付にて対応する。

7. 開札の日時及び場所

(1) 開札日時

2022 年 12 月 23 日(金) 14 時 00 分

(2) 開札の場所

東京都文京区本駒込 2-28-8 文京グリーンコートセンターオフィス 15 階

独立行政法人情報処理推進機構 委員会室 3

8. 入札保証金及び契約保証金

全額免除

9. 支払いの条件

納入物件の検収合格の後、適法な支払請求書を受理した場合において、翌月末日までに支払うものとする。

10. 契約者の役職及び氏名

独立行政法人情報処理推進機構 理事長 富田 達夫

11. 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

12. 入札の無効

競争入札に参加する者に必要な資格のない者による入札及び競争入札に参加する者に求められる義務に違反した入札は無効とする。

13. 落札者の決定方法

機構会計規程第 29 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする可能性がある。

14. 契約書作成の要否

要

15. 契約条項

契約書（案）による。

16. その他

(1) 入札情報の開示

契約に係る情報については、機構ウェブサイトにて機構会計規程等に基づき公表^(注)するものとする。

(2) 入札内訳書の提出

落札者は、機構担当者が別途指示する期限までに入札内訳書を提出しなければならない。

(3) 入札行為に関する照会先

独立行政法人情報処理推進機構 財務部契約・管財グループ 担当：逸見、田埜入

電話番号：03-5978-7502

電子メール：fa-bid-kt@ipa.go.jp

(4) 仕様書に関する照会先

〒113-6591

東京都文京区本駒込2-28-8 文京グリーンコートセンターオフィス15階

独立行政法人情報処理推進機構 IT人材育成センター 国家資格・試験部 実施グループ

担当：佐藤、山本

電子メール：jitec-nyusatsu-j@ipa.go.jp

以上

(注) 独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）に基づく契約に係る情報の公表について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところ。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のウェブサイトで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること
- ② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めていること
- ※ 予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構〇Ｂ）の人数、職名及び当機構における最終職名
- ② 当機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3 分の 1 以上 2 分の 1 未満、2 分の 1 以上 3 分の 2 未満又は 3 分の 2 以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当方に提供していただく情報

- ① 契約締結日時時点で在職している当機構〇Ｂに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として 72 日以内（4 月に締結した契約については原則として 93 日以内）

(5) 実施時期

平成 23 年 7 月 1 日以降の一般競争入札・企画競争・公募公告に係る契約及び平成 23 年 7 月 1 日以降に契約を締結した随意契約について適用します。

なお、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了承ください。

別紙
2022年 月 日

入札金額内訳書

独立行政法人情報処理推進機構
理事長 殿

住所
法人名
代表者役職及び氏名

印

1. 件名：情報処理技術者試験等の問題等輸送業務（単価契約）
2. 入札金額：金〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇円（消費税及び地方消費税額を除く。）

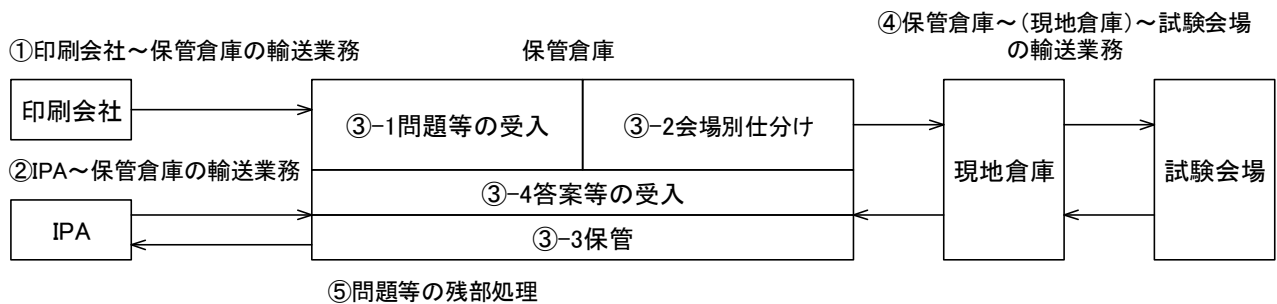
〔 内 訳 〕

業務内訳		予定数量 (3年分)	単位	税抜単価 (円)	税抜金額 (円) (予定数量×税抜単価)
①	印刷会社～保管倉庫の輸送業務	6	回		
②	IPA～保管倉庫の輸送業務	6	回		
③-1	保管倉庫業務 (問題等の受入)	6	回		
③-2	保管倉庫業務 (会場別仕分け)	6	回		
③-3	保管倉庫業務 (保管)	6	回		
③-4	保管倉庫業務 (答案等の受入)	6	回		
④	保管倉庫～(現地倉庫)～試験会場の輸送業務				
	札幌	15	会場		
	帯広	6	会場		
	旭川	6	会場		
	函館	12	会場		
	北見	6	会場		
	仙台	12	会場		
	青森	6	会場		
	盛岡	6	会場		
	秋田	6	会場		
	山形	12	会場		
	郡山	6	会場		
	東京	213	会場		
	埼玉	63	会場		
	千葉	69	会場		
	神奈川	144	会場		
	水戸	12	会場		
	つくば	9	会場		
	宇都宮	12	会場		
	前橋	12	会場		
	甲府	12	会場		
	長岡	6	会場		
	新潟	15	会場		
	長野	15	会場		
	静岡	18	会場		
	浜松	9	会場		
	名古屋	45	会場		
	富山	6	会場		
	金沢	6	会場		
	豊橋	6	会場		
	岐阜	6	会場		
	四日市	18	会場		
	大阪	54	会場		
	滋賀	6	会場		
	京都	18	会場		
	奈良	6	会場		
	神戸	24	会場		
	和歌山	6	会場		
	福井	9	会場		
	広島	21	会場		
	岡山	12	会場		
	鳥取	6	会場		
	松江	9	会場		
	山口	12	会場		
	高松	6	会場		
	徳島	6	会場		
	松山	15	会場		
	高知	6	会場		
	福岡	12	会場		
	佐賀	12	会場		
	長崎	6	会場		
	熊本	6	会場		
	大分	9	会場		
	宮崎	6	会場		
	鹿児島	6	会場		
	北九州	6	会場		
	那覇	9	会場		
⑤	残部引取	6	回		
				合計金額 (税抜)	
				合計金額 (税込)	

※単価に消費税等は含まない。小数点以下第1位を切り捨てる。

(業務内訳について)

	業務内訳	業務内容
①	印刷会社～保管倉庫の輸送業務	・印刷会社での問題等の引取、印刷会社から保管倉庫への問題等の輸送など
②	IPA～保管倉庫の輸送業務	・IPA での特別措置問題・備品等の引取、試験後の保管倉庫から IPA への答案等の輸送など
③-1	問題等の受入	・印刷会社、IPA から引き取った問題等の保管倉庫での受入・検品
③-2	会場別仕分け	・保管倉庫での会場別ピッキング、仕分け
③-3	保管	・印刷会社から問題等を受け入れてから試験までの問題等の保管、全数受入確認完了後、残部処理をするまでの答案等の保管
③-4	答案等の受入	・試験会場、現地倉庫からの答案等の受入
④	保管倉庫～（現地倉庫）～試験会場の輸送業務	・試験後の保管倉庫～（現地倉庫）～試験会場間の輸送業務 ・現地倉庫での問題等の受入・検品・集約・保管など
⑤	問題等の残部処理	・残問題等の溶解処理



Ⅱ. 契約書 (案)

2022 情財第〇〇号

契 約 書

独立行政法人情報処理推進機構（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、次の条項により「情報処理技術者試験等の問題等輸送業務（単価契約）」に関する請負契約を締結する。甲及び乙は、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（契約の目的）

第1条 甲は、別紙の仕様書に基づく「情報処理技術者試験等の問題等輸送業務（単価契約）」（以下、「請負業務」という。）の実施につき、乙に発注し、乙はこれを請け負うものとする。

（契約期間）

第2条 契約期間は、契約締結日から2025年11月28日までとする。

（契約金額及び対価の額）

- 第3条 契約金額は、別紙1「契約単価明細表」に記載の税抜単価による契約とする。契約単価は小数点以下第1位を切り捨てるものとし、消費税等は含まないものとする。
- 2 本契約の対価の額は、乙が応じた業務単位数に対して前項の契約単価を乗じて得た金額に、消費税額及び地方消費税額（消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、当該金額に100分の10を乗じた額（1円未満は切り捨て））を加えた額とする。また、契約期間中に税法の改正により消費税等の税率が変動した場合には、その都度、改正以降における消費税及び地方消費税額は、変動後の税率により計算することとする。
 - 3 前項の契約単価には、本業務の履行のための一切の費用が含まれるものとする。

（請負業務の内容）

- 第4条 請負業務の内容は、仕様書の記載のとおりとする。
- 2 甲は、請負業務につき、期限及び仕様を変更することができる。
 - 3 前項の期限及び仕様の変更は別紙2の発注書に基づき、これを甲が乙に交付することによって行うものとする。
 - 4 乙が、発注書によって指示された納品及び業務完了報告等の業務を完了しない場合、甲は乙に対し遅延により被った違約金を請求できるものとする。但し、天災その他乙の責に帰すことができない事由、又は甲が相当と認めた技術上の事由による場合は、この限りではない。

（仕様書の指定）

第5条 本契約は、仕様書に従い、履行するものとする。

（権利義務の譲渡）

第6条 乙は、本契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

（再請負の制限）

第7条 乙は、請負業務の全部を第三者に請け負わせてはならない。

- 2 乙は、請負業務の一部を第三者（以下「再請負先」という。）に請け負わせる場合は、事前に再請負先、再請負の対価、再請負作業内容その他甲所定の事項を、書面により甲に届け出なければならない。
- 3 前項に基づき乙が請負業務の一部を再請負先に請け負わせた場合において、甲は再請負先の行為を全て乙の行為とみなし、乙に対し、本契約上の責任を問うことができる。

（責任者の選任）

第8条 乙は、請負業務を実施するにあたって、責任者を選任して甲に届け出るものとする。

- 2 責任者は、請負業務の進捗状況を常に把握するとともに、甲との連絡窓口として、進捗状況について甲の随時の照会に応じるとともに定期的又は必要に応じてこれを甲に報告するものとする。
- 3 乙は、第1項により選任された責任者に変更がある場合は、速やかに甲に届け出るものとする。

（試験会場、輸送量等）

第9条 予定試験会場、輸送量等と確定試験会場、輸送量等の間に増減が生ずることがあっても、乙は異議の主張ができないものとする。

（進捗状況報告）

第10条 甲は乙に対し、随時、請負業務の進捗状況について報告を求めることができるものとし、乙は遅滞なくこれに応じるものとする。

（実地調査）

第11条 甲は、必要があると認めるときは、乙並びに請負業務の再請負先に対し、自らまたはその指名する第三者をして、請負業務の実施状況等について、報告又は資料を求め、若しくは事業所（第7条第2項の再請負先を含む）に臨んで実地に調査を行うことができる。

- 2 前項において、甲は乙に意見を述べ、補足資料の提出を求めることができる。

（検査）

第12条 甲は、第4条の規定により個別業務の納品及び業務完了報告を受けた日から10日以内に、当該納入物件について仕様書に基づき検査を行い、仕様書に定める基準に適合しない事実を発見したときは、当該事実の概要を書面によって直ちに乙に通知する。この場合、乙は甲の指示する期間内に納入物件を無償で修正し、甲の再検査を受けなければならない。再検査に要する一切の費用は乙の負担とする。

- 2 請負業務は、当該納入物件が本条による検査に合格した日をもって完了したものとみなす。
- 3 第1項及び第2項の規定は、第1項所定の通知書に記載された指摘事実に対し、乙が適切な修正等を行い甲に再納入する場合に準用する。

（契約不適合責任）

第13条 甲は、請負業務完了の日から1年以内に納入物件その他請負業務の成果に種類、品質又は数量に関して仕様書の記載内容に適合しない事実（以下「契約不適合」という。）を発見したときは、相当の催告期間を定めて、甲の承認または指定した方法により、その契約不適合の修補、代品との交換又は不足分の引渡しによる履行の追完を乙に請求することができる。但し、発見後合理的期間内に乙に通知することを条件とする。

- 2 前項において、乙は、前項所定の方法以外の方法による修補等を希望する場合、修補等に要する費用の多寡、甲の負担の軽重等に関わらず、甲の書面による事前の同意を得なければならない。この場合、甲は、事情の如何を問わず同意する義務を負わない。

- 3 第1項において催告期間内に修補等がないときは、甲は、その選択に従い、本契約を解除し、またはその不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、第1項に関わらず、催告なしに直ちに解除し、または代金の減額を請求することができる。
 - 一 修補等が不能であるとき。
 - 二 乙が修補等を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - 三 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に修補等をしなければ契約の目的を達することができない場合において、乙が修補等をしないでその時期を経過したとき。
 - 四 前各号に掲げる場合のほか、甲が第1項所定の催告をしても修補等を受ける見込みがないことが明らかであるとき。
- 4 第1項で定めた催告期間内に修補等がなされる見込みがないと合理的に認められる場合、甲は、前項本文に関わらず、催告期間の満了を待たずに本契約を解除することができる。
- 5 前各項において、甲は、乙の責めに帰すべき事由による契約不適合によって甲が被った損害の賠償を、別途乙に請求することができる。
- 6 本条は、本契約終了後においても有効に存続するものとする。

(対価の支払及び遅延利息)

- 第14条 甲は、第13条第2項の規定により、個別業務の完了後、乙から適法な支払請求書を受領した日の属する月の翌月末日までに代金を支払う。
- 2 甲が前項の時期までに対価を支払わない場合は、その遅延期間における当該未払金額に対して、財務大臣が決定する率(政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率(昭和24年12月12日大蔵省告示第991号))によって、遅延利息を支払うものとする。

(違約金)

- 第15条 乙が、発注書によって指示された納品及び業務完了報告等の業務を完了しない場合、甲は乙に対し遅延により被った違約金を請求できるものとする。但し、天災その他乙の責に帰すことができない事由、又は甲が相当と認めた技術上の事由による場合は、この限りではない。

(契約解除)

- 第16条 甲は、第13条による場合の他、次の各号の一に該当するときは、乙に対する通知をもって、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 一 乙が本契約条項に違反したとき。
 - 二 乙が天災地変その他不可抗力の原因によらないで、納入期限までに本契約の全部又は一部を履行しないか、又は納入期限までに完了する見込みがないとき。
 - 三 乙が甲の指示に従わないとき、その職務執行を妨げたとき、又は談合その他不正な行為があったとき。
 - 四 乙が破産宣告を受け、その他これに類する手続が開始したこと、資産及び信用の状態が著しく低下したと認められること等により、契約の目的を達することができないと認められるとき。
 - 五 天災地変その他乙の責に帰すことができない事由により、納入物件を納入する見込みがないと甲が認めたとき。
 - 六 乙が、甲が正当な理由と認める理由により、本契約の解除を申し出たとき。
- 2 乙は、甲がその責に帰すべき事由により、本契約上の義務に違反した場合は、相当の期間を定めて、その履行を催告し、その期間内に履行がないときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- 3 乙の本契約違反の程度が著しく、または乙に重大な背信的言動があった場合、甲は第1項にかかわらず、催告せず直ちに本契約の全部又は一部を無償解除することができる。
- 4 甲は、第1項第1号乃至第4号又は前項の規定により本契約を解除する場合は、違約金として契約金額の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てる。）を乙に請求することができる。
- 5 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項所定の違約金の額を超える場合において、甲がその超える部分について乙に対し次条に規定する損害賠償を請求することを妨げない。

(契約の変更)

第17条 甲又は乙は、請負業務の実施に伴い状況が変化したり、技術上の支障が生じたりするなどして、仕様書の目標を達成できず請負業務の全部又は一部を中止又は変更する必要があると認めた場合、本契約の変更の協議を契約の相手方に申し出ることができる。この場合、契約の相手方は、誠意をもって協議に応ずる。

(秘密保持及び個人情報)

- 第18条 甲及び乙は、相互に本契約の履行過程において知り得た相手方の秘密を他に漏えいせず、また本契約の目的の範囲を超えて利用しない。但し、甲が、法令等、官公署の要求、その他公益的見地に基づいて、必要最小限の範囲で開示する場合を除く。
- 2 乙は、契約締結後速やかに、情報セキュリティを確保するための体制を定めたものを含み、以下に記載する事項の遵守の方法及び提出を求める情報、書類等（以下「情報セキュリティを確保するための体制等」という。）について、甲に提示し了承を得た上で確認書類として提出すること。ただし、別途契約締結前に、情報セキュリティを確保するための体制等について甲に提示し了承を得た上で提出したときは、この限りでない。また、契約期間中に、甲の要請により、情報セキュリティを確保するための体制及び対策に係る実施状況を紙媒体又は電子媒体により報告すること。加えて、これらに変更が生じる場合は、事前に甲へ案を提出し、同意を得ること。なお、報告の内容について、甲と乙が協議し不十分であると認めた場合、乙は、速やかに甲と協議し対策を講ずること。
 - 3 乙は、本契約遂行中に得た本契約に関する情報（紙媒体及び電子媒体）について、甲の許可なく当機構外で複製してはならない。また、作業終了後には、複製した情報が電子計算機等から消去されていることを甲が確認できる方法で証明すること。
 - 4 乙は、本契約を終了又は契約解除する場合には、乙において本契約遂行中に得た本契約に関する情報（紙媒体及び電子媒体であってこれらの複製を含む。）を速やかに甲に返却又は廃棄若しくは消去すること。その際、甲の確認を必ず受けること。
 - 5 乙は、契約期間中及び契約終了後においても、本契約に関して知り得た当機構の業務上の内容について、他に漏らし又は他の目的に利用してはならない。ただし、甲の承認を得た場合は、この限りではない。
 - 6 乙は、本契約の遂行において、情報セキュリティが侵害され又はそのおそれがある場合の対処方法について甲に提示すること。また、情報セキュリティが侵害され又はそのおそれがあることを認知した場合には、速やかに甲に報告を行い、原因究明及びその対処等について甲と協議の上、その指示に従うこと。
 - 7 乙は、本契約全体における情報セキュリティの確保のため、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準」等に基づく、情報セキュリティ対策を講じなければならない。
 - 8 乙は、当機構が実施する情報セキュリティ監査又はシステム監査を受け入れるとともに、指摘事項への対応を行うこと。
 - 9 乙は、本契約に従事する者を限定すること。また、乙の資本関係・役員の情報、本契約の実施場

所、本契約の全ての従事者の所属、専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）、実績及び国籍に関する情報を甲に提示すること。なお、本契約の実施期間中に従事者を変更等する場合は、事前にこれらの情報を甲に再提示すること。

- 10 個人情報に関する取扱いについては、別添「個人情報の取扱いに関する特則」のとおりとする。ただし、個人情報に係る国等の指針が改正された場合は、改正以降における取扱いに従うこととする。
- 11 前各項の規定は、本契約終了後も有効に存続する。

（損害賠償）

第 19 条 甲又は乙が、本契約の履行に際し、又は本契約の不履行により相手方に損害を与えた場合、相手方に対し賠償の責を負うものとする。ただし、自己の責に帰することができない事由による場合は、この限りではない。

- 2 甲又は乙が相手方に損害を与えた場合の損害賠償金額については、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

（ノウハウに関する秘密保持）

第 20 条 乙は、請負業務の履行に当たり甲より開示された一切のノウハウにつき、これを第三者に開示し又は甲の許可なく使用しないものとする。

（協議）

第 21 条 本契約に定める事項又は本契約に定めない事項について生じた疑義については、甲乙協議し、誠意をもって解決するものとする。

（その他）

第 22 条 本契約に関する紛争については、東京地方裁判所を唯一の管轄裁判所とすることを合意する。

特記事項

（談合等の不正行為による契約の解除）

第 1 条 甲は、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

- 一 本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為を行ったことにより、次のイからハまでのいずれかに該当することとなったとき
 - イ 独占禁止法第 61 条第 1 項に規定する排除措置命令が確定したとき
 - ロ 独占禁止法第 62 条第 1 項に規定する課徴金納付命令が確定したとき
 - ハ 独占禁止法第 7 条の 4 第 7 項又は第 7 条の 7 第 3 項の課徴金納付命令を命じない旨の通知があったとき
- 二 本契約に関し、乙の独占禁止法第 89 条第 1 項又は第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき
- 三 本契約に関し、乙（法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は第 198 条に規定する刑が確定したとき

(談合等の不正行為に係る通知文書の写しの提出)

第2条 乙は、前条第1号イからハまでのいずれかに該当することとなったときは、速やかに、次の各号の文書のいずれかの写しを甲に提出しなければならない。

- 一 独占禁止法第61条第1項の排除措置命令書
- 二 独占禁止法第62条第1項の課徴金納付命令書
- 三 独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の課徴金納付命令を命じない旨の通知文書

(談合等の不正行為による損害の賠償)

第3条 乙が、本契約に関し、第1条の各号のいずれかに該当したときは、甲が本契約を解除するかどうかにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- 2 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。
- 3 第1項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。
- 4 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。
- 5 乙が、第1項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(暴力団関与の属性要件に基づく契約解除)

第4条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(再請負契約等に関する契約解除)

第5条 乙は、本契約に関する再請負先等（再請負先（下請が数次にわたるときは、すべての再請負先を含む。）並びに自己、再請負先が当該契約に関連して第三者と何らかの個別契約を締結する場合の当該第三者をいう。以下同じ。）が解除対象者（前条に規定する要件に該当する者をいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直ちに当該再請負先等との契約を解除し、又は再請

負先等に対し解除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が再請負先等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負先等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負先等との契約を解除せず、若しくは再請負先等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第6条 甲は、第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。
- 3 乙が、本契約に関し、第4条又は前条第2項の規定に該当したときは、甲が本契約を解除するかどうかにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 4 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。
- 5 第2項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。
- 6 第3項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。
- 7 乙が、第3項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(不当介入に関する通報・報告)

第7条 乙は、本契約に関して、自ら又は再請負先等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負先等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、双方記名押印の上、甲、乙それぞれ1通を保有する。

2023年〇月〇日

甲 東京都文京区本駒込二丁目28番8号
独立行政法人情報処理推進機構
理事長 富田 達夫

乙 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇〇号
株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇

個人情報の取扱いに関する特則

(定義)

第1条 本特則において、「個人情報」とは、業務に関する情報のうち、個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる記述、個人別に付された番号、記号その他の符号又は画像もしくは音声により当該個人を識別することのできるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいい、秘密であるか否かを問わない。以下各条において、「当該個人」を「情報主体」という。

(責任者の選任)

第2条 乙は、個人情報を取扱う場合において、個人情報の責任者を選任して甲に届け出る。

2 乙は、第1項により選任された責任者に変更がある場合は、直ちに甲に届け出る。

(個人情報の収集)

第3条 乙は、業務遂行のため自ら個人情報を収集するときは、「個人情報の保護に関する法律」その他の法令に従い、適切且つ公正な手段により収集するものとする。

(開示・提供の禁止)

第4条 乙は、個人情報の開示・提供の防止に必要な措置を講じるとともに、甲の事前の書面による承諾なしに、第三者（情報主体を含む）に開示又は提供してはならない。ただし、法令又は強制力ある官署の命令に従う場合を除く。

2 乙は、業務に従事する従業員以外の者に、個人情報を取り扱わせてはならない。

3 乙は、業務に従事する従業員のうち個人情報を取り扱う従業員に対し、その在職中及びその退職後においても個人情報を他人に開示・提供しない旨の誓約書を提出させるとともに、随時の研修・注意喚起等を実施してこれを厳正に遵守させるものとする。

(目的外使用の禁止)

第5条 乙は、個人情報を業務遂行以外のいかなる目的にも使用してはならない。

(複写等の制限)

第6条 乙は、甲の事前の書面による承諾を得ることなしに、個人情報を複写又は複製してはならない。ただし、業務遂行上必要最小限の範囲で行う複写又は複製については、この限りではない。

(個人情報の管理)

第7条 乙は、個人情報を取り扱うにあたり、本特則第4条所定の防止措置に加えて、個人情報に対する不正アクセスまたは個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等のリスクに対し、合理的な安全対策を講じなければならない。

2 乙は、前項に従って講じた措置を、遅滞なく甲に書面で報告するものとする。これを変更した場合も同様とする。

3 甲は、乙に事前に通知の上乙の事業所に立入り、乙における個人情報の管理状況を調査することができる。

4 前三項に関して甲が別途に管理方法を指示するときは、乙は、これに従わなければならない。

5 乙は、業務に関して保管する個人情報（甲から預託を受け、或いは乙自ら収集したものを含む）について甲から開示・提供を求められ、訂正・追加・削除を求められ、或いは業務への利用の停

止を求められた場合、直ちに且つ無償で、これに従わなければならない。

(返還等)

- 第8条 乙は、甲から要請があったとき、又は業務が終了（本契約解除の場合を含む）したときは、個人情報に含まれるすべての物件（これを複写、複製したものを含む。）を直ちに甲に返還し、又は引き渡すとともに、乙のコンピュータ等に登録された個人情報のデータを消去して復元不可能な状態とし、その旨を甲に報告しなければならない。ただし、甲から別途に指示があるときは、これに従うものとする。
- 2 乙は、甲の指示により個人情報に含まれる物件を廃棄するときは、個人情報が判別できないよう必要な処置を施した上で廃棄しなければならない。

(記録)

- 第9条 乙は、個人情報の受領、管理、使用、訂正、追加、削除、開示、提供、複製、返還、消去及び廃棄についての記録を作成し、甲から要求があった場合は、当該記録を提出し、必要な報告を行うものとする。
- 2 乙は、前項の記録を業務の終了後5年間保存しなければならない。

(再請負)

- 第10条 乙が甲の承諾を得て業務を第三者に再請負する場合は、十分な個人情報の保護水準を満たす再請負先を選定するとともに、当該再請負先との間で個人情報保護の観点から見て本特則と同等以上の内容の契約を締結しなければならない。この場合、乙は、甲から要求を受けたときは、当該契約書面の写しを甲に提出しなければならない。
- 2 前項の場合といえども、再請負先の行為を乙の行為とみなし、乙は、本特則に基づき乙が負担する義務を免れない。

(事故)

- 第11条 乙において個人情報に対する不正アクセスまたは個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等の事故が発生したときは、当該事故の発生原因の如何にかかわらず、乙は、ただちにその旨を甲に報告し、甲の指示に従って、当該事故の拡大防止や収拾・解決のために直ちに応急措置を講じるものとする。なお、当該措置を講じた後ただちに当該事故及び応急措置の報告並びに事故再発防止策を書面により甲に提示しなければならない。
- 2 前項の事故が乙の本特則の違反に起因する場合において、甲が情報主体又は甲の顧客等から損害賠償請求その他の請求を受けたときは、甲は、乙に対し、その解決のために要した費用（弁護士費用を含むがこれに限定されない）を求償することができる。なお、当該求償権の行使は、甲の乙に対する損害賠償請求権の行使を妨げるものではない。
- 3 第1項の事故が乙の本特則の違反に起因する場合は、本契約が解除される場合を除き、乙は、前二項のほか、当該事故の善後策として必要な措置について、甲の別途の指示に従うものとする。

以上

契約単価明細表

業務内訳		予定数量	単位	税抜単価 (円)
②	印刷会社～保管倉庫の輸送業務	6	回	
②	IPA～保管倉庫の輸送業務	6	回	
③-1	保管倉庫業務 (問題等の受入)	6	回	
③-2	保管倉庫業務 (会場別仕分け)	6	回	
③-3	保管倉庫業務 (保管)	6	回	
③-4	保管倉庫業務 (答案等の受入)	6	回	
④	保管倉庫～(現地倉庫)～試験会場の輸送業務			
	札幌	15	会場	
	帯広	6	会場	
	旭川	6	会場	
	函館	12	会場	
	北見	6	会場	
	仙台	12	会場	
	青森	6	会場	
	盛岡	6	会場	
	秋田	6	会場	
	山形	12	会場	
	郡山	6	会場	
	東京	213	会場	
	埼玉	63	会場	
	千葉	69	会場	
	神奈川	144	会場	
	水戸	12	会場	
	つくば	9	会場	
	宇都宮	12	会場	
	前橋	12	会場	
	甲府	12	会場	
	長岡	6	会場	
	新潟	15	会場	
	長野	15	会場	
	静岡	18	会場	
	浜松	9	会場	
	名古屋	45	会場	
	富山	6	会場	
	金沢	6	会場	
	豊橋	6	会場	
	岐阜	6	会場	
	四日市	18	会場	
	大阪	54	会場	
	滋賀	6	会場	
	京都	18	会場	
	奈良	6	会場	
	神戸	24	会場	
	和歌山	6	会場	
	福井	9	会場	
	広島	21	会場	
	岡山	12	会場	
	鳥取	6	会場	
	松江	9	会場	
	山口	12	会場	
	高松	6	会場	
	徳島	6	会場	
	松山	15	会場	
	高知	6	会場	
	福岡	12	会場	
	佐賀	12	会場	
	長崎	6	会場	
	熊本	6	会場	
	大分	9	会場	
	宮崎	6	会場	
	鹿児島	6	会場	
	北九州	6	会場	
	那覇	9	会場	
⑤	残部引取	6	回	

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

株式会社〇〇〇〇
 代表者 〇〇〇〇殿

独立行政法人情報処理推進機構
 IT人材育成センター 国家資格・試験部
 実施グループ

発注書

「情報処理技術者試験等の問題等輸送業務（単価契約）」に係る契約書第4条第3項の規定に基づき、下記のとおり、発注する。

記

業務内容	期限
	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日

①	印刷会社～保管倉庫の輸送業務											
②	IPA～保管倉庫の輸送業務											
③-1	保管倉庫業務（問題等の受入れ）											
③-2	保管倉庫業務（会場別仕分け）											
③-3	保管倉庫業務（保管）											
③-4	保管倉庫業務（答案等の受入れ）											
④	保管倉庫～（現地倉庫）～試験会場の輸送業務											
試験地	札幌		郡山		長岡		四日市		鳥取		熊本	
	帯広		東京		新潟		大阪		松江		大分	
	旭川		埼玉		長野		滋賀		山口		宮崎	
	函館		千葉		静岡		京都		高松		鹿児島	
	北見		神奈川		浜松		奈良		徳島		北九州	
	仙台		水戸		名古屋		神戸		松山		那覇	
	青森		つくば		富山		和歌山		高知			
	盛岡		宇都宮		金沢		福井		福岡			
	秋田		前橋		豊橋		広島		佐賀			
	山形		甲府		岐阜		岡山		長崎			
⑤	残部引取											

※数量単位：①～③-4、⑤は回数、④は試験会場数

Ⅲ. 仕様書

1. 件名

情報処理技術者試験等の問題等輸送業務（単価契約）

2. 契約期間

契約締結日～2025年11月28日

3. 個別業務

次の問題等の輸送等業務（輸送、保管、仕分け、回収等）

- (1) 令和5年度 春期試験
- (2) 令和5年度 秋期試験
- (3) 令和6年度 春期試験
- (4) 令和6年度 秋期試験
- (5) 令和7年度 春期試験
- (6) 令和7年度 秋期試験

4. 業務概要

(1) 試験実施日

試験実施予定日は、次のとおりである。

- ① 令和5年度 春期試験：令和5年4月16日
- ② 令和5年度 秋期試験：令和5年10月8日
- ③ 令和6年度 春期試験：令和6年4月21日
- ④ 令和6年度 秋期試験：令和6年10月13日
- ⑤ 令和7年度 春期試験：令和7年4月20日
- ⑥ 令和7年度 秋期試験：令和7年10月12日

(2) 試験地と試験会場

※令和4年度の実績値

	春期	秋期
試験地	62	62
試験会場	198	161

- ・試験地ごとの試験開催都市一覧は、仕様書別紙1参照。
- ・本契約から56試験地となる予定。また、今後も、試験地を見直すことがある。
- ・応募者数、会場確保状況によって、試験会場数、開催都市は変動する。

(3) 輸送量

※令和4年度実績値

	春期	秋期
問題等の箱数	9,452	9,860

- ・応募者数により変動する。

(4) 業務範囲とスケジュール

試験ごとに IPA が作成する「問題等の配送・回収マニュアル」や輸送スケジュールに従って業務を行うこと。

業務範囲	スケジュール
1. 保管倉庫・現地倉庫リスト、輸送会社現地担当者リスト、輸送会社で使用するマニュアル、輸送計画を IPA へ提出	春期試験：3月中旬 秋期試験：9月上旬
2. 試験実施事業者の現地担当者と事前打合せ	春期試験：3月下旬 秋期試験：9月中旬
3. IPA へ特別措置問題、備品等の引取、保管倉庫へ輸送、IPA が指定する印刷会社へ問題等の引取、保管倉庫へ輸送	春期試験：4月上旬 秋期試験：9月下旬
4. 保管倉庫で問題等の保管	保管倉庫に搬入～試験日 春期試験：4月上旬～試験日 秋期試験：9月下旬～試験日
5. 保管倉庫で問題等の仕分け、現地倉庫へ問題等の輸送 ※正誤表があった場合、正誤表の仕分け、問題箱または答案箱へのガムテープによる貼付けを行う。過去1年間の正誤表発生状況は、次のとおりである。 4春：NW 午後 I 4秋：なし	保管倉庫に搬入～試験3日前の木曜日 春期試験：4月上旬～中旬 秋期試験：9月下旬～中旬
6. 現地倉庫で問題等の保管	現地倉庫に搬入～試験日 春期試験：4月中旬～試験日 秋期試験：10月上旬～試験日
7. 現地倉庫で問題等の検品、検品結果を IPA に報告 ※数量の過不足等があった場合は、試験1日前の土曜日に現地倉庫に到着できるよう、緊急輸送の手配を行う。	現地倉庫に搬入～試験2日前の金曜日 春期試験：4月中旬～試験日 秋期試験：10月上旬～試験日
8. 保管倉庫、現地倉庫から試験当日の試験会場への輸送	試験日
9. 試験会場で回収済み答案等の受取	
10. 東京周辺の試験地 ⁽¹⁾ の試験会場から保管倉庫へ回収済み答案等の輸送	
11. 東京周辺の試験地 ⁽¹⁾ 以外の試験地の試験会場から現地倉庫へ回収済み答案等の輸送	
12. 現地倉庫で試験地ごとの回収済み答案等の集約、伝票の作成、現地倉庫から保管倉庫へ回収済み答案等を輸送	試験日～試験翌々日 16:00
13. 保管倉庫から IPA へ回収済み答案等を輸送	試験翌日～試験翌々日 16:00
14. 保管倉庫、現地倉庫で問題等の残部の保管	IPA 指示日
15. 現地倉庫から保管倉庫へ問題等の残部の輸送	(試験後1週間程度)
16. 保管倉庫の問題等の残部引取 (溶解証明書を発行できる業者とすること)	IPA 指示日 (試験後1～2週間程度)
17. 業務完了報告書等提出	試験翌月末日まで 春期試験：～5月中旬 秋期試験：～11月上旬

注⁽¹⁾ 東京、埼玉、千葉、神奈川試験地

5. 業務実績

直近3年以内に、5万人以上の国家試験や大学入学試験問題の輸送業務を3回以上、受託し、完了した実績がある者であること。

6. 体制

- (1) 自社又はグループ会社で一貫して管理・輸送・保管・仕分けができること。ただし、JR貨物のコンテナ輸送、航空便は、他社を利用してもよい。なお、自動車輸送については、原則、自社又はグループ会社とするが、他社を利用せざるを得ない場合、IPAと協議の上、IPAの許可を得ること。
- (2) 本件に関する業務は、請負者との雇用契約などで業務上知り得た秘密などに関する守秘義務を負っている従業員だけが行うこと。
- (3) 47都道府県に拠点があること。
- (4) 数量過不足が発生した場合など、試験直前の緊急輸送に対応できること。
- (5) 保管倉庫からIPAへの問題等の輸送は、原則、次のスケジュールで行うこと。

輸送日	輸送頻度	保管倉庫からの発送時刻
試験日翌日	6便	08:30、09:00、11:00、12:30、14:30、15:00
試験日翌々日	6便	08:30、09:00、11:00、12:30、14:30、15:00

7. 車両

- (1) 問題等の自動車輸送には、運転手を含め2名乗車させることとし、少なくとも1名は自社又はグループ会社で対応すること。
- (2) 問題等は、施錠等ができる専有コンテナを使用し輸送すること。

8. 保管倉庫、現地倉庫、会場周辺倉庫

- (1) 保管倉庫は、羽田空港、JR貨物ターミナル及びIPAへ迅速に輸送できる東京都大田区、品川区、港区、中央区、江東区、江戸川区のいずれかで用意し、問題等の仕分けを行うため1フロアで300坪以上の倉庫を確保できること。
- (2) 現地倉庫は、東京、埼玉、千葉、神奈川試験地を除く52試験地（仕様書別紙1参照）ごとに用意できること。東京、埼玉、千葉、神奈川試験地は、原則、保管倉庫を現地倉庫とするが、必要に応じて、試験会場周辺に会場周辺倉庫を設けてもよい。
- (3) 保管倉庫、現地倉庫、会場周辺倉庫は、24時間、機械警備などのセキュリティ設備が整っていること。

9. スケジュール

- (1) スケジュールを厳守できる者であること。
- (2) 試験日当日に、保管倉庫、現地倉庫から出発し、指定会場へ指定到着時刻までに輸送ができること。
- (3) 試験日当日の指定回収時刻に、回収済み答案等を指定会場から受け取り、指定到着時刻までに指定場所（現地倉庫、保管倉庫、IPA）へ輸送ができること。
- (4) 試験日翌々日の指定到着時刻までに、現地倉庫の回収済み答案等を指定場所（保管倉庫、IPA）へ輸送ができること。

10. 本業務全体に関するセキュリティ要件

- (1) 本事業の過程で収集・作成する情報は、本事業の目的の他に利用しないこと。ただし、本事業の

実施以前に公開情報となっていたものについては除く。

- (2) 本事業の過程で収集・作成する情報が第三者に漏えいしないよう、アクセス制御、暗号化、通信の保護等の適切な情報セキュリティ対策を施すこと。
- (3) 本事業に係る情報セキュリティ対策の管理体制を、事前に書面にて説明するとともに、情報セキュリティ上の明らかな懸念が無い体制となるように機構と調整すること。
- (4) 資本関係・役員等の情報、本事業の実施場所及び準備のための場所、本事業従事者の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）・実績及び国籍に関する情報提供を行うこと。
- (5) 本事業に係る情報セキュリティインシデントが発生した場合には、本事業の機構担当者に、速やかに連絡すること。本事業に係る情報セキュリティインシデントが発生した場合でも事業実施に支障をきたさないよう対策を準備し、対策内容を事前に書面にて説明すること。
- (6) 本事業の過程で収集・作成する情報の受け渡しは、直接、機構担当者に手渡しする場合を除き、アクセス制御、暗号化、通信の保護等の適切な情報セキュリティ対策が施された手段にて行うこと。
- (7) 本事業の過程で収集・作成する情報のうち、機構が別途秘密情報であると指定するものについては、本事業終了後、機構との間で合意した安全な方法により廃棄/抹消し、その事実を(3)に記載の管理体制の責任者が確認し、書面にて報告すること。
- (8) 情報セキュリティ対策の履行状況について、求めに応じて書面にて説明すること。
- (9) 本事業の過程で情報セキュリティ対策が不十分であることが判明した場合は、対処について機構と速やかに協議し、必要な対策を行うこと。
- (10) 本事業の一部を別の事業者にも再委託する場合は、再委託先において生ずる情報セキュリティ上の脅威に対して情報セキュリティを十分確保し、再委託先の情報セキュリティ対策の実施状況を確認すること。
- (11) 機構から提供した資料又は機構が指定した資料の取扱い（返却・削除等）については、担当職員の指示に従うこと。

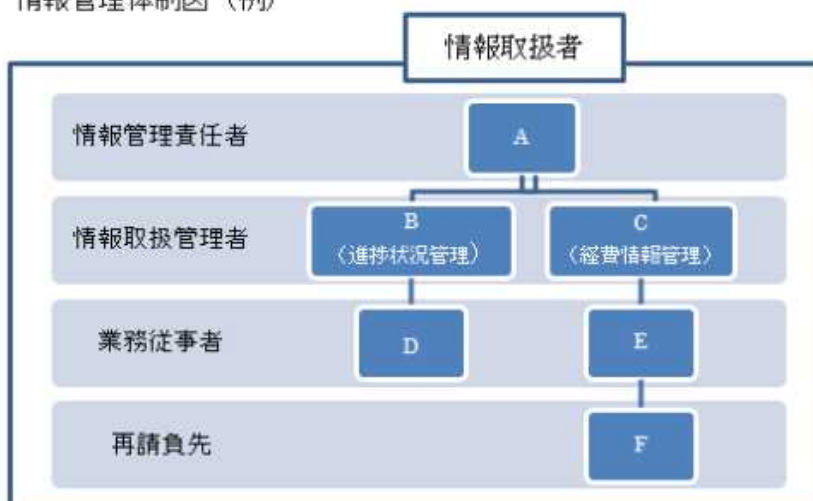
11. 情報管理体制

- (1) 受注者は本業務で知り得た情報を適切に管理するため、次の履行体制を確保し、機構に対し「情報セキュリティを確保するための体制を定めた書面（情報管理体制図）」及び「情報取扱者名簿」（氏名、個人住所、生年月日、所属部署、役職等が記載されたもの）を契約前に提出し、担当部門の同意を得ること（住所、生年月日については、必ずしも契約前に提出することを要しないが、その場合であっても担当部門から求められた場合は速やかに提出すること）。なお、情報取扱者名簿は、業務の遂行のため最低限必要な範囲で情報取扱者を掲載すること。

（確保すべき履行体制）

- ・ 契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成等した一切の情報が、機構が保護を要しないと確認するまでは、情報取扱者名簿に記載のある者以外に伝達又は漏えいされないことを保証する履行体制を有していること。
 - ・ 機構が個別に承認した場合を除き、受注者以外の者に対して伝達または漏えいされないことを保証する。
- (2) 本業務で知り得た一切の情報について、情報取扱者以外の者に開示又は漏えいしてはならないものとする。ただし、担当部門の承認を得た場合は、この限りではない。
 - (3) (1)の情報セキュリティを確保するための体制を定めた書面又は情報取扱者名簿に変更がある場合は、予め担当部門へ届出を行い、同意を得なければならない。

情報管理体制図（例）



※情報管理体制図に記載すべき事項は、下記のとおり。

- ・本業務の遂行にあたって保護すべき情報を取り扱う全ての者（再請負先も含む）。
- ・本業務の遂行のため最低限必要な範囲で情報取扱者を設定し記載すること。

「情報取扱者名簿」

		(しめい) 氏名	個人住所 (※5)	生年月日 (※5)	所属部署	役職	パスポート番号 及び国籍 (※4)
情報管理責任者 (※1)	A						
情報取扱管理者 (※2)	B						
	C						
業務従事者 (※3)	D						
	E						
再委託先	F						

[情報取扱者名簿に記載すべき事項等]

- (※1) 受託事業者としての情報取扱の全ての責任を有する者。必ず明記すること。
- (※2) 本業務の遂行にあたって主に保護すべき情報を取り扱う者ではないが、本業務の進捗状況などの管理を行うもので、保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。
- (※3) 本業務の遂行にあたって保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。
- (※4) 日本国籍を有する者及び法務大臣から永住の許可を受けた者（入管特例法の「特別永住者」を除く。）以外の者は、パスポート番号等及び国籍を記載。
- (※5) 個人住所、生年月日については、必ずしも契約前に提出することを要しないが、その場合であっても担当部門から求められた場合は速やかに提出すること。

12. 納入物件

(1) 納入期限・納入場所

試験	納入期限
令和5年度春期試験	令和5年5月12日
令和5年度秋期試験	令和5年11月2日
令和6年度春期試験	令和6年5月17日
令和6年度秋期試験	令和6年11月8日
令和7年度春期試験	令和7年5月16日
令和7年度秋期試験	令和7年11月7日

〒113-6591 東京都文京区本駒込2-28-8 文京グリーンコートセンターオフィス15階
独立行政法人情報処理推進機構 IT人材育成センター 国家資格・試験部 実施グループ

(2) 納入物件

業務完了報告書（各種報告等すべての業務が完了したことを報告すること）

(3) 検収条件

本仕様書において要求する事項を全て満たしているものであること。

試験地ごとの試験開催都市一覧（令和4年度実績）

春期			秋期		
試験地	会場住所	会場数	試験地	会場住所	会場数
札幌	札幌市北区	2	札幌	札幌市白石区	2
	札幌市白石区	1			
帯広	帯広市	1	帯広	帯広市	1
旭川	旭川市	1	旭川	旭川市	1
函館	函館市	2	函館	函館市	2
北見	北見市	1	北見	北見市	1
仙台	仙台市青葉区	1	仙台	仙台市宮城野区	1
	仙台市宮城野区	1		仙台市若林区	1
青森	青森市	1	青森	青森市	1
盛岡	盛岡市	1	盛岡	盛岡市	1
秋田	秋田市	1	秋田	秋田市	1
山形	山形市	2	山形	山形市	2
郡山	郡山市	1	郡山	郡山市	1
東京	千代田区	2	東京	千代田区	5
	中央区	3		中央区	1
	港区	2		新宿区	8
	新宿区	6		文京区	1
	文京区	1		江東区	2
	江東区	2		品川区	1
	品川区	1		大田区	1
	大田区	1		渋谷区	2
	世田谷区	1		豊島区	3
	渋谷区	4		板橋区	1
	豊島区	6		足立区	1
	足立区	1		江戸川区	1
	江戸川区	1		八王子市	2
	八王子市	4		武蔵野市	1
	武蔵野市	1		町田市	1
	府中市	1		多摩市	1
国分寺市	1				
多摩市	1				
埼玉	さいたま市大宮区	2	埼玉	さいたま市大宮区	1
	さいたま市中央区	1		さいたま市見沼区	1
	さいたま市桜区	1		さいたま市浦和区	1
	さいたま市浦和区	1		川越市	3
	川越市	1		所沢市	1
	所沢市	2		入間市	1

	上尾市	1
	新座市	1
	北足立郡伊奈町	1
	比企郡鳩山町	1
千葉	千葉市中央区	1
	千葉市稲毛区	2
	千葉市若葉区	1
	千葉市美浜区	3
	松戸市	3
	野田市	1
	佐倉市	1
	柏市	3
神奈川	横浜市神奈川区	2
	横浜市西区	6
	横浜市港北区	4
	横浜市戸塚区	1
	横浜市青葉区	2
	川崎市川崎区	2
	川崎市幸区	1
	川崎市多摩区	1
	相模原市南区	1
	平塚市	1
	藤沢市	3
	厚木市	3
水戸	水戸市	2
つくば	つくば市	2
宇都宮	宇都宮市	2
前橋	前橋市	2
甲府	甲府市	2
長岡	長岡市	1
新潟	新潟市中央区	3
長野	長野市	3
静岡	静岡市葵区	3
	静岡市駿河区	1
浜松	浜松市中区	2
名古屋	名古屋市千種区	1
	名古屋市中村区	2
	名古屋市昭和区	1
	名古屋市熱田区	3

	北足立郡伊奈町	1
千葉	千葉市若葉区	1
	市川市	1
	船橋市	1
	松戸市	1
	習志野市	1
	柏市	2
	流山市	1
神奈川	横浜市神奈川区	2
	横浜市西区	3
	横浜市港北区	2
	横浜市戸塚区	1
	横浜市青葉区	2
	横浜市保土ヶ谷区	1
	川崎市川崎区	1
	川崎市幸区	1
	川崎市多摩区	1
	相模原市南区	1
	平塚市	1
	藤沢市	2
	茅ヶ崎市	1
	厚木市	2
水戸	水戸市	2
つくば	つくば市	1
宇都宮	宇都宮市	2
前橋	前橋市	1
	高崎市	1
甲府	甲府市	2
長岡	長岡市	1
新潟	新潟市中央区	2
長野	長野市	2
静岡	静岡市葵区	1
	静岡市駿河区	1
浜松	浜松市中区	1
名古屋	名古屋市千種区	1
	名古屋市北区	1
	名古屋市中村区	1
	名古屋市昭和区	1
	名古屋市熱田区	4

富山	富山市	1
金沢	金沢市	1
豊橋	豊橋市	1
岐阜	岐阜市	1
四日市	四日市市	3
大阪	大阪市福島区	2
	大阪市東淀川区	1
	大阪市旭区	1
	大阪市平野区	1
	大阪市北区	1
	堺市中区	1
	吹田市	2
	寝屋川市	1
滋賀	大津市	1
京都	京都市左京区	1
	京都市東山区	1
	京都市伏見区	1
奈良	奈良市	1
神戸	神戸市東灘区	1
	神戸市中央区	1
	姫路市	1
	西宮市	1
和歌山	紀の川市	1
福井	福井市	2
広島	広島市南区	1
	広島市西区	2
	福山市	1
岡山	岡山市北区	2
鳥取	鳥取市	1
松江	松江市	2
山口	山口市	2
高松	高松市	1
徳島	徳島市	1
松山	松山市	2
	東温市	1
高知	高知市	1
福岡	福岡市東区	1
	福岡市早良区	1
佐賀	佐賀市	2
長崎	西彼杵郡長与町	1
熊本	熊本市中央区	1
大分	大分市	1
	別府市	1

富山	富山市	1
金沢	金沢市	1
豊橋	豊橋市	1
岐阜	岐阜市	1
四日市	四日市市	3
大阪	大阪市福島区	2
	大阪市東淀川区	1
	大阪市旭区	1
	大阪市平野区	1
	大阪市北区	1
	吹田市	1
	寝屋川市	1
滋賀	大津市	1
京都	京都市左京区	1
	京都市東山区	1
	京都市伏見区	1
奈良	奈良市	1
神戸	神戸市中央区	2
	姫路市	1
	西宮市	1
和歌山	紀の川市	1
福井	福井市	1
広島	広島市南区	1
	広島市西区	1
	福山市	1
岡山	岡山市北区	2
鳥取	鳥取市	1
松江	松江市	1
山口	山口市	2
高松	高松市	1
徳島	徳島市	1
松山	松山市	1
	東温市	1
高知	高知市	1
福岡	福岡市東区	1
	福岡市早良区	1
佐賀	佐賀市	2
長崎	西彼杵郡長与町	1
熊本	熊本市中央区	1
大分	別府市	1

宮崎	宮崎市	1
鹿児島	鹿児島市	1
北九州	北九州市小倉北区	1
那覇	那覇市	2

198

宮崎	宮崎市	1
鹿児島	鹿児島市	1
北九州	北九州市小倉北区	1
那覇	浦添市	1

161

※令和4年度で実施し、令和5年度以降、変更になる試験地は次の試験地でカウントしている。
 八王子→東京、柏→千葉、横浜、藤沢、厚木→神奈川、姫路→神戸、福山→広島

IV. その他関連資料

【資料1】

独立行政法人情報処理推進機構入札心得

(趣 旨)

第 1 条 独立行政法人情報処理推進機構（以下「機構」という。）の契約に係る一般競争又は指名競争（以下「競争」という。）を行う場合において、入札者が熟知し、かつ遵守しなければならない事項は、関係法令、機構会計規程及び入札説明書に定めるもののほか、この心得に定めるものとする。

(仕様書等)

第 2 条 入札者は、仕様書、図面、契約書案及び添付書類を熟読のうえ入札しなければならない。
2 入札者は、前項の書類について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。
3 入札者は、入札後、第 1 項の書類についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

(入札保証金及び契約保証金)

第 3 条 入札保証金及び契約保証金は、全額免除する。

(入札の方法)

第 4 条 入札者は、別紙様式による入札書を直接又は郵便等で提出しなければならない。

(入札書の記載)

第 5 条 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(直接入札)

第 6 条 直接入札を行う場合は、入札書を封筒に入れ、封緘のうえ入札者の氏名を表記し、予め指定された時刻までに契約担当職員等に提出しなければならない。この場合において、入札書とは別に提案書及び証書等の書類を添付する必要がある入札にあつては、入札書と併せてこれら書類を提出しなければならない。
2 入札者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。

(郵便等入札)

第 7 条 郵便等入札を行う場合には、二重封筒とし、入札書を中封筒に入れ、封緘のうえ入札者の氏名、宛先、及び入札件名を表記し、予め指定された時刻までに到着するように契約担当職員等あて書留で提出しなければならない。この場合において、入札書とは別に提案書及び証書等の書類を添付する必要がある入札にあつては、入札書と併せてこれら書類を提出しなければならない。
2 入札者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を同封しなければならない。

(代理人の制限)

機 密 性 2

第8条 入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の代理をすることができない。

2 入札者は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号、以下「予決令」という。）第71条第1項各号の一に該当すると認められる者を競争に参加することが出来ない期間は入札代理人とすることができない。

（条件付きの入札）

第9条 予決令第72条第1項に規定する一般競争に係る資格審査の申請を行ったものは、競争に参加する者に必要な資格を有すると認められること又は指名競争の場合にあっては指名されることを条件に入札書を提出することができる。この場合において、当該資格審査申請書の審査が開札日までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったとき若しくは指名されなかったときは、当該入札書は落札の対象としない。

（入札の取り止め等）

第10条 入札参加者が連合又は不穩の行動をなす場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

（入札の無効）

第11条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- (1) 競争に参加する資格を有しない者による入札
- (2) 指名競争入札において、指名通知を受けていない者による入札
- (3) 委任状を持参しない代理人による入札
- (4) 記名押印（外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。）を欠く入札
- (5) 金額を訂正した入札
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 明らかに連合によると認められる入札
- (8) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は2者以上の代理をした者の入札
- (9) 入札者に求められる義務を満たすことを証明する必要がある入札にあっては、証明書が契約担当職員等の審査の結果採用されなかった入札
- (10) 入札書受領期限までに到着しない入札
- (11) 暴力団排除に関する誓約事項（別記）について、虚偽が認められた入札
- (12) その他入札に関する条件に違反した入札

（開 札）

第12条 開札には、入札者又は代理人を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人が立会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立会わせて行うものとする。

（調査基準価格、低入札価格調査制度）

第13条 工事その他の請負契約（予定価格が1千万円を超えるものに限る。）について機構会計規程細則第26条の3第1項に規定する相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準は次の各号に定める契約の種類ごとに当該各号に定める額（以下「調査基準価格」という。）に満たない場合とする。

- (1) 工事の請負契約 その者の申込みに係る価格が契約ごとに3分の2から10分の8.5の範囲で契約担当職員等の定める割合を予定価格に乗じて得た額
- (2) 前号以外の請負契約 その者の申込みに係る価格が10分の6を予定価格に乗じて得た額
- 2 調査基準価格に満たない価格をもって入札（以下「低入札」という。）した者は、事後の資料提出及び契約担当職員等が指定した日時及び場所で開催するヒアリング等（以下「低入札価格調査」という。）に協力しなければならない。
- 3 低入札価格調査は、入札理由、入札価格の積算内訳、手持工事等の状況、履行体制、国及び地方公共団体等における契約の履行状況等について実施する。

（落札者の決定）

- 第14条 一般競争入札最低価格落札方式（以下「最低価格落札方式」という。）にあつては、有効な入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。また、一般競争入札総合評価落札方式（以下「総合評価落札方式」という。）にあつては、契約担当職員等が採用できると判断した提案書を入札書に添付して提出した入札者であつて、その入札金額が予定価格の制限の範囲内で、かつ提出した提案書と入札金額を当該入札説明書に添付の評価手順書に記載された方法で評価、計算し得た評価値（以下「総合評価点」という。）が最も高かつた者を落札者とする。
- 2 低入札となつた場合は、一旦落札決定を保留し、低入札価格調査を実施の上、落札者を決定する。
 - 3 前項の規定による調査の結果その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認められるときは、次の各号に定める者を落札者とすることがある。
 - (1) 最低価格落札方式 予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札した者
 - (2) 総合評価落札方式 予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、総合評価点最も高かつた者

（再度入札）

- 第15条 開札の結果予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。なお、開札の際に、入札者又はその代理人が立ち会わなかつた場合は、再度入札を辞退したものとみなす。
- 2 前項において、入札者は、代理人をして再度入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。

（同価格又は同総合評価点の入札者が二者以上ある場合の落札者の決定）

- 第16条 落札となるべき同価格又は同総合評価点の入札をした者が二者以上あるときは、直ちに当該入札をした者又は第12条ただし書きにおいて立ち会いをした者にくじを引かせて落札者を決定する。
- 2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わつて入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

（契約書の提出）

- 第17条 落札者は、契約担当職員等から交付された契約書に記名押印（外国人又は外国法人が落札者である場合には、本人又は代表者が署名することをもって代えることができる。）し、落札決定の日から5日以内（期終了の日が行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に

機 密 性 2

規定する日に当たるときはこれを算入しない。)に契約担当職員等に提出しなければならない。ただし、契約担当職員等が必要と認めた場合は、この期間を延長することができる。

2 落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札はその効力を失う。

(入札書に使用する言語及び通貨)

第 18 条 入札書及びそれに添付する仕様書等に使用する言語は、日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。

(落札決定の取消し)

第 19 条 落札決定後であっても、この入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取消することができる。

以上

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記の「契約の相手方として不適当な者」のいずれにも該当しません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1. 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

【資料2】

予算決算及び会計令【抜粋】

(一般競争に参加させることができない者)

第 70 条 契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第二十九条の三第一項の競争（以下「一般競争」という。）に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

(一般競争に参加させないことができる者)

第 71 条 契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
 - 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- 2 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

機 密 性 2

(様式1)

質問書枚数	枚中／	枚 目
-------	-----	--------

年 月 日

質 問 書

独立行政法人情報処理推進機構 御中
(担当部署：IT人材育成センター 国家資格・試験部 実施グループ)

会 社 名：
担当部署：
担当者名：
電 話：
ファックス：
電子メール：

「情報処理技術者試験等の問題等輸送業務（単価契約）」（2022年11月10日付公告）に関する質問書を提出します。

資 料 名	
ペ ー ジ	
項 目 名	
質問内容	

- (1) 質問書（様式）には、機構ウェブサイトにて公開している入札説明書の資料名、ページ及び項目名を記載すること。
- (2) 質問は、本様式1枚につき1問とし、簡潔にまとめて記載すること。
- (3) 質問者自身の既得情報（特殊な技術、ノウハウ等）、個人情報に関する内容については、質問書に公表しない旨を記入すること。
- (4) 質問者の企業名等は公表しない。

(様式2)

年 月 日

独立行政法人情報処理推進機構 理事長 殿

所 在 地

商号又は名称

代表者役職及び氏名
(又は代理人)

印

委 任 状

私は、下記の者を代理人と定め、「情報処理技術者試験等の問題等輸送業務（単価契約）」の入札に関する一切の権限を委任します。

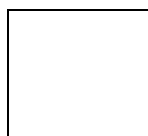
代 理 人(又は復代理人)

所 在 地

所属・役職名

氏 名

使 用 印 鑑



(様式3)

年 月 日

独立行政法人情報処理推進機構 理事長 殿

所 在 地

商号又は名称

代表者役職及び氏名

印

(又は代理人、復代理人氏名)

印

入 札 書

入札金額 　　¥ _____

(※ 下記件名に係る費用の総価を記載すること)

件 名 「情報処理技術者試験等の問題等輸送業務 (単価契約)」

契約条項の内容及び貴機構入札心得を承知のうえ、入札いたします。

(様式4)

要件チェックリスト

年 月 日

独立行政法人情報処理推進機構
理事長 殿

所 在 地
会 社 名
代表者役職及び氏名

印

〇〇〇社は、「情報処理技術者試験等の問題等輸送業務（単価契約）」の入札に関し、次の要件をすべて満たしていることを証明するため、要件チェックリスト及び証明する資料を提出いたします。

また、〇〇〇社が要件チェックリストを満たすかどうかを確認するため、機構から報告、資料の提出又は施設などの視察を求められた場合には、速やかにこれに応じます。

	要件	証明する資料No. (様式任意)
1	業務実績について 直近 3 年以内に、5 万人以上の国家試験や大学入学試験問題の輸送業務を 3 回以上、受託し、完了した実績がある者であること。	
2	体制について (1) 自社又はグループ会社で一貫して管理・輸送・保管・仕分けができること。 (2) 本件に関する業務は、請負者との雇用契約などで業務上知り得た秘密などに関する守秘義務を負っている従業員だけが行うこと。 (3) 47 都道府県に拠点があること。 (4) 数量過不足が発生した場合など、試験直前の緊急輸送に対応できること。 (5) 保管倉庫から IPA への問題等の輸送を仕様書記載のスケジュールで行うこと。	
3	車両について (1) 問題等の自動車輸送には、運転手を含め 2 名乗車させることとし、少なくとも 1 名は自社又はグループ会社で対応すること。 (2) 問題等は、施錠等ができる専用コンテナを使用し輸送すること。	
4	保管倉庫、現地倉庫について (1) 保管倉庫は、羽田空港、JR 貨物ターミナル及び IPA へ迅速に輸送できる東京都大田区、品川区、港区、中央区、江東区、江戸川区のいずれかで用意し、問題等の仕分けを行うため 1 フロアで 300 坪以上の倉庫を確保できること。 (2) 現地倉庫は、東京、埼玉、千葉、神奈川試験地を除く 52 試験地（仕様書別紙 1 参照）ごとに用意できること。 (3) 保管倉庫、現地倉庫、会場周辺倉庫は、24 時間、機械警備などのセキュリティ設備が整っていること。	
5	情報管理体制について (1) 情報管理に対する社内規則等情報管理に対する社内規則等（社内規則がない場合は代わりとなるもの）を提出すること。 (2) 受託者の情報管理体制がわかる「情報管理体制図」、情報を取扱う者の氏名・住所。生年月日・所属部署・役職等がわかる「情報取扱名簿」を契約締結時に提出できることを確約すること。	
6	スケジュールについて (1) スケジュールを厳守できる者であること。 (2) 試験日当日に、保管倉庫、現地倉庫から出発し、指定会場へ指定到着時刻までに輸送ができること。 (3) 試験日当日の指定回収時刻に、回収済み答案等を指定会場から受け取り、指定	

機 密 性 2

	要件	証明する資料 No. (様式任意)
	到着時刻までに指定場所（現地倉庫、保管倉庫、IPA）へ輸送ができること。 (4) 試験日翌日の指定到着時刻までに、現地倉庫の回収済み答案等を指定場所（保管倉庫、IPA）へ輸送ができること。	
7	業務遂行能力について (1) 本業務に従事する全ての者において、業務を遂行する能力があることを証明できること。具体的には、各業務従事者の略歴（氏名、所属、役職、学歴、職歴、業務経験、研修実績その他経歴、専門的知識その他の知見、母語及び外国語能力、国籍等）を提出し、業務遂行能力を証明すること。	

機 密 性 2

(様式5)

入札書等受理票 (控)

受理番号 _____

件名：「情報処理技術者試験等の問題等輸送業務（単価契約）」に関する提出資料

【入札者記載欄】

提出年月日： 年 月 日
法人名：
所在地： 〒
担当者： 所属・役職名
氏名
TEL
E-Mail
FAX

【IPA担当者使用欄】

No.	提出書類	部数	有無	No.	提出書類	部数	有無
①	委任状（委任する場合）	1通		②	入札書（封緘）	1通	
③	資格審査結果通知書の写し	1通		④	貨物自動車運送事業及び倉庫業の登録通知書又は許可書の写し	1通	
⑤	要件チェックリスト	1通		⑥	プライバシーマーク使用許諾事業者であることを証する書類の写し	1通	
⑦	入札書等受理票	本通	—				

----- 切り取り -----

受理番号 _____

入札書等受理票

年 月 日

件名 「情報処理技術者試験等の問題等輸送業務（単価契約）」に関する提出資料

法人名（入札者が記載）： _____

担当者名（入札者が記載）： _____ 殿

貴殿から提出された入札書等を受理しました。

独立行政法人情報処理推進機構 IT人材育成センター 国家資格・試験部 実施グループ

担当者名： _____ 印